

5病棟 (医療観察法)

医療観察法の目的

この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことにより、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、社会復帰を促進することを目的としています。

○治療プログラム○

多職種が協働し、様々な治療プログラムを実施し、対象者の再他害行為防止、疾病理解や生活・対人能力の向上を図っています。



SST・内省プログラム
疾病教育・服薬教室・当事者研究など

○病棟活動○

病棟では治療プログラムだけではなく園芸部の活動も行っています。いろいろな野菜を育てて、みんなで会食しました。



5病棟では様々なプログラムを実施し地域との連携を取りながら、再他害行為を起こさず生活できるよう日々取り組んでいます。

